

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月6日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	大和リース株式会社 大阪府中央区農人橋二丁目1番36号																																																					
大規模小売店舗の名称及び所在地	フレスポ高松 高松市東山崎町658番地1 外20筆																																																					
	<p>1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計 【変更前】5,321㎡ 【変更後】6,728㎡</p> <p>(2)駐車場の位置及び収容台数 【変更前】295台 別途、従業員用16台 ※添付図面3-1参照 【変更後】324台 別途、従業員用90台 ※添付図面3-2参照</p> <p>(3)駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">変更前</th> <th style="width: 33%;">変更後</th> <th style="width: 33%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>駐輪場1:32台</td><td style="text-align: center;">—</td><td>減少</td></tr> <tr><td>駐輪場2:21台</td><td>駐輪場1:21台</td><td>変更なし</td></tr> <tr><td>駐輪場3:13台</td><td style="text-align: center;">—</td><td>減少</td></tr> <tr><td>駐輪場4:13台</td><td>駐輪場2:13台</td><td>変更なし</td></tr> <tr><td>駐輪場5:27台</td><td style="text-align: center;">—</td><td>減少</td></tr> <tr><td>駐輪場6:13台</td><td>駐輪場3:13台</td><td>変更なし</td></tr> <tr><td>駐輪場7:21台</td><td>駐輪場4:21台</td><td>変更なし</td></tr> <tr><td>駐輪場8:18台</td><td style="text-align: center;">—</td><td>減少</td></tr> <tr><td>駐輪場9:18台</td><td>駐輪場5:18台</td><td>変更なし</td></tr> <tr><td>駐輪場10:27台</td><td>駐輪場6:27台</td><td>変更なし</td></tr> <tr><td>駐輪場11:16台</td><td style="text-align: center;">—</td><td>減少</td></tr> <tr><td>駐輪場12:35台</td><td style="text-align: center;">—</td><td>減少</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">—</td><td>駐輪場7:5台</td><td>+5台</td></tr> <tr><td>合計:254台</td><td>合計:118台</td><td>-136台</td></tr> </tbody> </table> <p>※添付図面3-1及び3-2参照 ※別途、従業員用72台</p> <p>(4)荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">変更前</th> <th style="width: 33%;">変更後</th> <th style="width: 33%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			変更前	変更後	備考	駐輪場1:32台	—	減少	駐輪場2:21台	駐輪場1:21台	変更なし	駐輪場3:13台	—	減少	駐輪場4:13台	駐輪場2:13台	変更なし	駐輪場5:27台	—	減少	駐輪場6:13台	駐輪場3:13台	変更なし	駐輪場7:21台	駐輪場4:21台	変更なし	駐輪場8:18台	—	減少	駐輪場9:18台	駐輪場5:18台	変更なし	駐輪場10:27台	駐輪場6:27台	変更なし	駐輪場11:16台	—	減少	駐輪場12:35台	—	減少	—	駐輪場7:5台	+5台	合計:254台	合計:118台	-136台	変更前	変更後	備考			
変更前	変更後	備考																																																				
駐輪場1:32台	—	減少																																																				
駐輪場2:21台	駐輪場1:21台	変更なし																																																				
駐輪場3:13台	—	減少																																																				
駐輪場4:13台	駐輪場2:13台	変更なし																																																				
駐輪場5:27台	—	減少																																																				
駐輪場6:13台	駐輪場3:13台	変更なし																																																				
駐輪場7:21台	駐輪場4:21台	変更なし																																																				
駐輪場8:18台	—	減少																																																				
駐輪場9:18台	駐輪場5:18台	変更なし																																																				
駐輪場10:27台	駐輪場6:27台	変更なし																																																				
駐輪場11:16台	—	減少																																																				
駐輪場12:35台	—	減少																																																				
—	駐輪場7:5台	+5台																																																				
合計:254台	合計:118台	-136台																																																				
変更前	変更後	備考																																																				

変更しようとする事項

荷さばき施設1:38.33平方メートル	荷さばき施設1:38.33平方メートル	変更なし
荷さばき施設2:87.15平方メートル	荷さばき施設2:87.15平方メートル	変更なし
荷さばき施設3:27.47平方メートル	荷さばき施設3:27.47平方メートル	変更なし
荷さばき施設4:34.78平方メートル	荷さばき施設4:34.78平方メートル	変更なし
荷さばき施設5:46.62平方メートル	荷さばき施設5:46.62平方メートル	変更なし
荷さばき施設6:39.00平方メートル	荷さばき施設6:39.00平方メートル	変更なし
—	荷さばき施設7:24.00平方メートル	+24.00平方メートル
合計:273.35平方メートル	合計:297.35平方メートル	+24.00平方メートル

※添付図面3-1及び3-2参照

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後	備考
廃棄物保管施設1:10.92立方メートル	廃棄物保管施設1:10.92立方メートル	変更なし
廃棄物保管施設2:29.40立方メートル	廃棄物保管施設2:29.40立方メートル	変更なし
廃棄物保管施設3:11.25立方メートル	廃棄物保管施設3:11.25立方メートル	変更なし
廃棄物保管施設4:10.12立方メートル	廃棄物保管施設4:10.12立方メートル	変更なし
廃棄物保管施設5:5.04立方メートル	廃棄物保管施設5:5.04立方メートル	変更なし
—	廃棄物保管施設6:9.38立方メートル	+9.38立方メートル
合計:66.73立方メートル	合計:76.11立方メートル	+9.38立方メートル

※添付図面3-1及び3-2参照

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻【変更前】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
大黒天物産(株)	24時間営業	24時間営業	
(株)マツモトキヨシ中四国販売	午前9時00分	午後10時00分	
(株)チヨダ	午前9時00分	午後10時00分	
(株)大創産業	午前9時00分	午後10時00分	
コムパス(株)	午前9時00分	午後10時00分	

	ITX(株)	午前9時00分	午後10時00分	
	(株)宮脇書店	午前10時00分	午後12時00分	
	【変更後】			
	小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
	大黒天物産(株)	24時間営業	24時間営業	変更なし
	(株)マツモトキヨシ中四国販売	午前9時00分	午後10時00分	変更なし
	(株)チヨダ	午前9時00分	午後10時00分	変更なし
	(株)大創産業	午前9時00分	午後10時00分	変更なし
	コムパス(株)	午前9時00分	午後10時00分	変更なし
	ITX(株)	午前9時00分	午後10時00分	変更なし
	(株)宮脇書店	午前10時00分	午後12時00分	変更なし
	(株)ゲオホールディングス	午前9時00分	午前1時00分	増床
変更する年月日	令和2年10月26日			
変更する理由	新規テナント入店に伴い、運営方法を見直すため。			

2. 届出年月日

令和2年2月25日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	令和2年3月6日から令和2年7月6日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和2年7月6日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ